

答 申

1 審査会の結論

佐賀県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 4 年 11 月 17 日付けで行った公文書不存決定は、妥当である。

2 審査請求に至る経過

（1）公文書の開示請求

審査請求人は、佐賀県情報公開条例（昭和 62 年佐賀県条例第 17 号）第 5 条の規定により、実施機関に対して、令和 4 年 11 月 5 日付けで次の 2 件の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

ア 佐賀県農業試験研究センターにおいて、令和 3 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に事業場で選任されている産業医自身が実施した作業場等の巡視状況又は結果が分かる資料

イ 佐賀県農業試験研究センターにおいて、令和 3 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日までの間に事業場で選任されている産業医自身が実施した作業場等の巡視状況又は結果が分かる資料

（2）実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、「当該期間に産業医が実施した作業場等の巡視実績がない」ことを理由に、令和 4 年 11 月 17 日付けで本件開示請求ごとに公文書不存決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（3）審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、令和 5 年 1 月 9 日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、審査請求書において、概ね次のとおり主張している。

- （1）佐賀県農業試験研究センターがある事業場の労働者数は 50 人を上回るものと予想することから、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の規定に基づく産業医の作業場等の巡視の措置義務を事業者である佐賀県知事は負うものである。労働安全衛生法第 13 条第 1 項では、事業者は医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならないとされており、また、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 15 条第 1 項で、その頻度については、毎月 1 回以上（事業者

から産業医に所定の情報が毎月提供される場合には2月に1回)とされている。それぞれの対象期間の初日から末日までの間に満3月又は満4月が経過しているので、少なくとも2月に1回の頻度が履行されているならば、それぞれの対象期間において少なくとも1件又は2件以上の巡視結果に係る資料があつてしかるべきである。

- (2) 労働安全衛生法において、産業医は数多くの職務を遂行する立場にあるが、例えば新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される昨今、とりわけ、労働安全衛生規則第14条第1項第6号の「労働者の健康管理に関すること」に関する事項を行わせなければならないとされている。そして、佐賀県農業試験研究センターがある事業場での職員及び来庁者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に有効であるため、産業医の「労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識」からもたらされる指導も欠かせない。本件開示請求に係る対象期間において産業医の作業場等の巡視が行われていない場合には、佐賀県農業試験研究センターの職員の健康管理が不十分であり、佐賀県において、適正な水準の行政サービスの質が担保されていない状態にあつて、最終的に被害を受けるのは佐賀県民である。よって、この対象期間において、事業場で選任された産業医が作業場等の巡視を行わないことは、産業医の職務を果たしているとは言い難く、事業場で選任された産業医による作業場等の巡視は必ず行われているはずである。
- (3) 佐賀県農業試験研究センターは、令和2年12月4日に佐賀県人事委員会の「令和2年度労働基準法等事業所実態調査 実地調査」を受け、その結果、産業医の定期巡視について指摘を受けており、当該指摘後である本件開示請求に係る対象期間においても、産業医が作業場等の巡視を行っていないと信じている。

以上のことから、本件処分及び提示された不存在的理由は、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に違反している不合理なものであり、本件処分の対象公文書の特정이不十分であることから、本件処分を取り消し、公文書を特定し、新たに当該文書を開示するとの裁決を求める。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、弁明書において、産業医が勤務する保健所は、新型コロナウイルス感染症の対応業務に追われ、また、当該業務の指揮命令を行う産業医自身も多忙を極めており、令和3年1月1日から同年3月31日までの間及び令和3年4月1日から同年7月31日までの間においては、産業医の作業場等の巡視（以下「職場巡視」という。）を行っておらず、開示請求のあった産業医の実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料は作成していないため、当該文書を不存在的とした旨を

主張している。

5 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を踏まえて審査した結果、次のとおり判断した。

(1) 産業医による職場巡視等について

ア 産業医による職場巡視の実施義務

労働安全衛生法及び労働安全衛生規則の規定により、事業者は、労働者 50 人以上の事業場(全業種)ごとに、一定の要件を備えた医師を産業医として選任しなければならないとされている。この選任された産業医は、健康診断の実施、長時間労働者に対する面接指導、ストレスチェック検査のほか、作業環境の維持管理関係、作業管理関係、これら以外の労働者の健康管理関係、健康教育・健康相談等、衛生教育、労働者の健康障害の原因調査など、労働者の健康管理等に係る多岐の事項を担っている。このうち、職場巡視は、労働安全衛生規則第 15 条に定められており、産業医は、少なくとも毎月 1 回(事業者から所定の情報が毎月提供される場合には 2 月に 1 回)、職場巡視を行い、作業方法又は衛生状態に有害なおそれがあるときは、労働者の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならないとされている。

よって、産業医による職場巡視は、実施機関において実施されるべきものである。

イ 産業医による職場巡視の状況又は結果が分かる資料

労働安全衛生法、労働安全衛生規則等において、産業医が職場巡視を行った際に記録を義務付けるような規定や様式等は見受けられない。しかしながら、産業医は上記アのとおり、職場巡視を実施し、必要な場合には健康障害防止のための措置を講じることを求められており、労働安全衛生法における産業医の位置づけや役割についての見直しを検討した「産業医制度の在り方に関する検討会」の資料においては、「産業医は、産業医の職務を行うため必要と判断した際などにおいて、必要な事業場・労働者に関する情報を入手、産業医が自ら作成することなどが必要である」とも記載されている。また、佐賀県職員安全衛生管理規程(平成元年佐賀県訓令甲第 2 号)では、産業医の職務に付随する庶務は、実施機関の担当課又は現地機関において処理する旨も規定されている。

よって、産業医による職場巡視の状況又は結果が分かる資料は、当該巡視後に産業医等によって作成され、実施機関において保有されるべきものである。

(2) 本件対象公文書の不存在の合理性について

実施機関は、弁明書において、本件開示請求の対象となる文書(以下「本件対象公文書」という。)を保有していないと説明しているため、その合理性について検討した。

ア 産業医による職場巡視の状況等

- ・ 佐賀県農業試験研究センターについては、県職員である佐賀中部保健福祉事務所の常勤医師1名を産業医として選任していた。
- ・ 佐賀県農業試験研究センターについては、令和2年度労働基準法等事業所実態調査及び実地調査を受け、佐賀県人事委員会から産業医の職場巡視の未実施について指摘されていた。
- ・ 佐賀県農業試験研究センターでは、上記指摘後の本件開示請求の対象期間（令和3年1月1日から同年7月31日まで）においても、産業医がいる佐賀中部保健福祉事務所の業務が多忙であることを慮って、職場巡視に係る日程調整を産業医と行っておらず、その結果、当該期間内において、産業医による職場巡視が行われていなかった。

イ 不存在の合理性

本来であれば、本件対象公文書である産業医等による職場巡視の状況又は結果が分かる資料は存在すると考えることが合理的ではある。しかし、認定した上記アの事実に不自然な点や矛盾はなく、また、仮に実施機関が本件対象公文書を作成していたとして、これを秘匿しなければならないような特段の事情も見受けられない。

したがって、本件対象公文書を作成していないため不存在であるとした実施機関の説明に不合理な点はない。

以上のことから、前記「審査会の結論」のとおり判断した。

6 審査経過

審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和5年2月20日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理
令和5年8月24日 (令和5年度第2回審査会)	・ 審 議
令和5年9月27日	・ 答 申

(参考) 調査審議した佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	会長職務代理者
城野 一憲	福岡大学法学部 准教授	

原 まさ代	(公社) 全国消費生活相談員協会参与	
古川 千津子	税理士	
松尾 弘志	弁護士	会長